

岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、医療的ケア児及び重症心身障害児者（重症心身障害児及び重症心身障害者をいう。以下同じ。）（以下「医療的ケア児等」という。）が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅の医療的ケア児等の介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所（レスパイトサービス）及び障害児通所支援の整備並びに充実等を図るため、短期入所事業所及び障害児通所支援事業所の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。

2 この要綱において「重症心身障害児者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 重症心身障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児

(2) 重症心身障害者 次に掲げる要件の全てに該当する障害者又はこれに相当すると市町村が認める障害者

ア 療育手帳の障害の程度がAに該当すること。ただし、身体障害との合併により、当該障害の程度に判定されている場合を除く。

イ 身体障害者手帳（肢体不自由）の等級が1級又は2級に該当すること。ただし、肢体不自由以外の身体障害との合算により、当該等級に認定されている場合を除く。

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」が「全面的な支援が必要」に該当すること。

3 この要綱において「短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う法第29条第1項の規定による指定を受けた事業所をいう。

4 この要綱において「障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた同法第21条の5の2第1号に規定する児童発達支援又は同条第2号に規定される放課後等デイサービスを実施する事業所をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、既存の補助制度で対象とされている事業は対象外とする。

(1) 短期入所事業所の設置者（当該事業を新たに設置しようとする者を含む。）が実施主体となり、医療的ケア児等の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大を目的として、これに必要な施設改修（小規模な改修に限る。）を行う事業

(2) 障害児通所支援事業所の設置者（当該事業を新たに設置しようとする者を含む。）が実施主体となり、医療的ケア児若しくは重症心身障害児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定

員の拡大を目的として、これに必要な設備整備、備品購入を行う事業

2 前項本文の規定にかかわらず、実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 次のいずれかに該当する者が、当該団体の役員である団体
 - ア 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 前号のいずれかに該当する者が、当該団体の経営に実質的に関与している団体
- (4) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する団体

（補助金の算定方法）

第4条 知事が短期入所事業所又は障害児通所支援事業所の設置者に交付する補助金の額は、下表に掲げる補助基準額と対象経費の実支出額の合計額から当該補助事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

(1) 短期入所事業所

補助基準額	補助率	対象経費
4,000千円	2分の1	医療的ケア児等の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大に必要な施設改修に要する費用（小規模な改修に限る。）

(2) 障害児通所支援事業所

補助基準額	補助率	対象経費
2,000千円	2分の1	(1) 設備整備費 医療的ケア児若しくは重症心身障害児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大に必要な設備整備に要する費用（設置工事を含み、工事事務費は除く） (2) 備品購入費 医療的ケア児若しくは重症心身障害児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大に必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む） ア テレビ、事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、医療的ケア児等の支援に直接関係しない設備等は対象外とする。 イ 送迎用自動車は対象外とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ期限)

第6条 補助金の交付を申請した者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の承認に対し、必要な条件を付することができるものとする。
- 3 第1項ただし書の軽微な変更とは、補助対象事業の総額の20%以内の減額の場合をいう。

(中止又は廃止承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(報告等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助の対象となった短期入所事業所が、法に基づく勧告、命令等の措置を受ける等、その運営が著しく適正を欠いていると認められるとき。
- (4) 補助事業者が、第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の補助金返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第14条 補助事業者は、この補助金の交付に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

岡山県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付申請書

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金の交付を受けたいので、岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業実施計画書（別紙2）
- (3) 収支見込書又は歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) 誓約書（別紙3）（市町村以外の者が申請する場合）
- (5) その他参考資料

岡山県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金
変更交付申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更交付申請額 金 円

4 交付申請額の増減

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
差引増減額	金	円

5 添付書類

- (1) 年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業実施計画書（別紙2）
- (3) 収支見込書又は歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) その他参考資料

岡山県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金に係る事業を次のとおり中止（廃止）したいので、岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助金既交付決定額 金 円

岡山県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金
実績報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定のあった岡山県短期入所
及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金の事業実績について、岡山県短期入所
及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係
書類を添えて報告します。

記

1	補助金既交付決定額	金	円
2	補助金精算額	金	円
3	差引過不足	金	円

4 添付書類

- (1) 年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金精算書（別紙1）
- (2) 年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業実施状況報告書（別紙2）
- (3) 収支決算書又は歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) その他参考資料

岡山県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号により交付決定を受けた 年
度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業に係る消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 事業所の名称

2 補助金の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

4 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

岡山県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金請求書

年度岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金の支払いを受けたいので、岡山県短期入所及び障害児通所支援事業所施設開設等支援事業補助金交付要綱第13条の規定により提出します。

記

補助金請求額 金 _____ 円

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	口座名義（フリガナ）

発行責任者： _____（連絡先： _____）
担当者： _____（連絡先： _____）

誓 約 書

当団体は、現在、次の事項に該当しないことを誓約いたします。
また、県が必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当団体の経営に実質的に関与していることはありません。
- 3 当団体は暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していません。

年 月 日

岡山県知事 殿

[団体の主たる事務所の所在地]

所 在 地

[団体の名称]

名 称

[団体の代表者名]

代表者氏名

印